

学生納付特例制度とは

学生納付特例制度は、所得が低い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故等により障がいが残ってしまった場合に、障害基礎年金を受けることができなくなること等を防止するため、ご本人の申請により保険料の納付を猶予する制度です。

対象となる学生とは

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、一部の海外大学の日本分校、各種学校（学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得（1月から3月に申請される場合は、前々年所得）が基準以下の方です。基準を満たす所得のめやすは **128 万円＋扶養親族等の数×38 万円＋社会保険料控除等** で計算した額以下である場合です。

免除年度	申請期間	所得審査対象年度	退職特例が有効な離職日
令和3年度	R4年3月からR4年3月	令和3年度(R2年中所得)	R1年12月31日以降
令和4年度	R4年4月からR5年3月	令和4年度(R3年中所得)	R2年12月31日以降
令和5年度	R5年4月からR6年3月	令和5年度(R4年中所得)	R3年12月31日以降
令和6年度	R6年4月からR7年3月	令和6年度(R5年中所得)	R4年12月31日以降

2年1か月前まで、遡って申請することができます。

※令和6年4月時点

ご本人様の署名欄です。ご本人が署名した場合は、印鑑は不要です。

申請期間は4月から翌年3月です。20歳になられた年は、お誕生日の前日が属する月から3月までです。例えば、令和6年5月1日が20歳のお誕生日の方は、「令和6年4月から令和7年3月」と記入します。

在学予定期間は例えば、4年生の大学であれば「令和6年4月から令和10年3月まで」と記入します。この期間は次年度に継続の申請書が届きます。

保険料の納付が可能である過去2年1か月前までの期間について、遡及して申請できますが、申請が遅れると障害年金等を受け取れない場合があったり、申請できる期間が短くなりますので、免除申請はすみやかに行っていただきますようお願いいたします。なお、年度ごとに申請書の提出が必要です。

申請に必要な書類は

- ①年金手帳（20歳になったばかりの方は不要）、基礎年金番号通知書
- ②学生証（コピー可）又は在学証明書（原本提出）
- ③失業等を理由とした方は、雇用保険受給資格者証・雇用保険被保険者離職票・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書・雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書のうちいずれか1つ（コピー可）

郵送でも申請できます

日本年金機構ホームページから申請書をダウンロードし、必要書類②③のコピー（③は必要な方のみ）を添付して下記へ送付してください。

アドレス：<http://www.nenkin.go.jp/>

〒194-8520 町田市森野 2-2-22 町田市役所保険年金課国民年金係宛

【申請します】

町田市役所 1 階保険年金課国民年金係または各市民センター（鶴川・南・なるせ駅前・小山・堺・忠生）へ必要書類（上記参照）をお持ちになり、申請書を記入し、提出してください。

【審査します】

町田市役所から、日本年金機構（年金事務所）へ申請書を送ります。日本年金機構で審査をします。

【結果が届きます】

日本年金機構より 1～2ヶ月後に結果のハガキが届きます。ハガキの内容が「承認」されていれば、納付書は使えなくなりますので、廃棄してください。承認期間は、4月から翌年3月の1年間です。

【次の申請は】

学生納付特例は年度ごとに申請が必要です。

日本年金機構から4月上旬に「学生納付特例申請書」が届きます。申請書が届かない場合は、最初の申請と同様に手続きをお願いします。

学生納付特例と未納の違いは

「学生納付特例・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」は何が違うのかを簡単にまとめると、次の表のとおりです。未納にしておくと不利益になることが多くありますので、ご注意ください。

学 特 と 未 納 の 違 い

	全額免除	3/4免除 (1/4納付)	半額免除 (半額納付)	1/4免除 (3/4納付)	納付猶予	学生 納付特例	未納
申請受付期間	保険料の納付が可能である過去2年1ヶ月前までの期間について遡及して申請できますが、申請が遅れると万一の際の障害年金を受け取れない場合や、申請できる期間が短くなりますので免除申請は速やかに行ってください。なお、年度ごとに申請書の提出が必要です。						—
免除承認期間	7月から翌年6月まで(退職と同時に国民年金第1号加入手続きをした方は、7月以降の加入月から6月までが承認期間となります。)					4月から翌年3月まで	—
次回申請時期	7月以降に再申請が必要です。ただし全額免除又は納付猶予で、継続申請が認められている方は必要ありません。					4月以降に再申請が必要です。	—
受給資格期間	免除承認期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な期間に算入されます。						算入されません。
老齢基礎年金を計算するには	H21年3月までの免除期間	3分の1として計算	2分の1として計算	3分の2として計算	6分の5として計算	算入されません。	
	H21年4月からの免除期間	2分の1として計算	8分の5として計算	8分の6として計算	8分の7として計算		
所得の審査対象者	本人・配偶者・世帯主の所得に基づき判定				本人・配偶者	本人	—
R6年度 納付額(円)	0	4,250	8,490	12,740	0	0	16,980
追納	10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができ、納めた場合は保険料納付済期間として扱われます。ただし、2年以上経過後は一定の加算がかかります。 ※一部納付の場合で、免除期間の一部保険料を納めていないと、未納と同じ扱いになります。						2年を経過すると納められません。
結果通知	年金事務所から、後日結果通知が送付されます。結果通知は、2～3ヶ月かかります。					結果は1～2ヶ月かかります	—

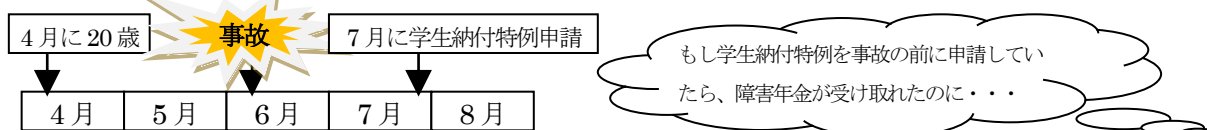
未納にしているとこんなデメリットがあります

国民年金の制度には、障がいを負ってしまった場合に受給できる障害基礎年金や、亡くなってしまった方のご遺族が受給できる遺族基礎年金という制度があります。この制度を受けるためには一定の納付要件を満たしていることが必要です。未納にしておくと、この納付要件が満たせずに、いざというときに年金が受給できなくなってしまうので、お手続きやご相談はその都度お早めをお願いします。

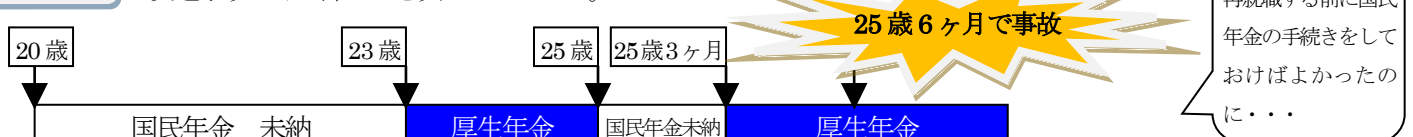
【納付要件とは】初診日(一番最初に病院を受診した日)の前々月までの年金加入期間のうち、3分の2以上の期間が保険料を納めた期間や保険料を免除された期間であることが必要です。それが満たせなかった場合、初診日の前々月までの1年間に保険料の未納期間がないことが必要です。

次のケースは、障がいの状態が障害年金に該当していても、納付要件を満たしていないため障害年金を受給することができない例です。

ケース1 20歳になり、学生であったが何の手続きもせずに未納のままにしていた。7月になって学生納付特例を申請し、4月に遡って承認を受けることができた。しかしその前の6月に交通事故にあい障がいを負ってしまった。



ケース2 20歳の時学生であったが、学生納付特例の申請はせず未納にしていた。その後就職し、3ヵ月後に再就職した後に交通事故にあい障がいを負ってしまった。



学生納付特例が承認された後は

学生納付特例・全額免除・一部免除・納付猶予の承認を受けた後に納付できる制度「追納」について、ご案内します。

追納をしませんか？

○保険料の全額免除や一部納付等の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受ける年金額が少なくなります。
○そこで、これらの期間については、10年以内(令和6年4月分は令和16年4月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)で、将来受け取る金額を増やすことができます。

○追納する場合は、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納すると、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
○なお、右の表は令和6年度中(R7年3月末まで)に追納する場合の金額です。

【手続き先】

窓口での手続き：町田市保険年金課国民年金係(市民センターではできません。)

郵送での手続き：八王子年金事務所へ連絡してください。

【令和6年度中に追納する場合の加算額を加えた追納額】 (円)

令和6年度に追納する場合の金額

単位：円

	全額免除 納付猶予 学生納付特例 (差額)	3/4免除 (1/4納付) (差額)	半額免除 (半額納付) (差額)	1/4免除 (3/4納付) (差額)	当初の定額 保険料額
平成26年度の月分	15,460 (210)	11,600 (170)	7,730 (110)	3,860 (50)	15,250
平成27年度の月分	15,790 (200)	11,840 (150)	7,890 (100)	3,950 (60)	15,590
平成28年度の月分	16,460 (200)	12,340 (150)	8,230 (100)	4,110 (50)	16,260
平成29年度の月分	16,670 (180)	12,510 (150)	8,330 (90)	4,170 (50)	16,490
平成30年度の月分	16,500 (160)	12,370 (120)	8,250 (80)	4,120 (40)	16,340
令和元年度の月分	16,560 (150)	12,420 (120)	8,270 (70)	4,140 (40)	16,410
令和2年度の月分	16,670 (130)	12,500 (100)	8,340 (70)	4,160 (30)	16,540
令和3年度の月分	16,710 (100)	12,530 (80)	8,350 (50)	4,170 (20)	16,610
令和4年度の月分	16,590	12,440	8,290	4,150	16,590
令和5年度の月分	16,520	12,390	8,260	4,130	16,520
令和6年度の月分	-	-	-	-	16,980

老後の年金額の違いは

国民年金加入者が、20歳から60歳までの40年間(480月)、国民年金保険料をすべて納めた場合
65歳から満額の816,000円を1年間に受け取ることができます。(R6年4月の年金額)
【813,700】円 【 】は68歳以上

免除等を受けた場合と納付した場合を、1年間の年金額で比較すると、おおむね次のようになります
※H21年4月以降に免除等を受けた場合で計算しています。

◆1年間、国民年金保険料を納付した場合◆

65歳からの年金を 約20,400円/年 増やすことができる

◆1年間、国民年金保険料の全額免除を受けた場合◆

65歳からの年金を 約10,200円/年 増やすことができる

◆1年間、国民年金保険料の3/4免除(1/4納付)を受けた場合◆

65歳からの年金を 約12,750円/年 増やすことができる

◆1年間、国民年金保険料の半額免除(半額納付)を受けた場合◆

65歳からの年金を 約15,300円/年 増やすことができる

◆1年間、国民年金保険料の1/4免除(3/4納付)を受けた場合◆

65歳からの年金を 約17,850円/年 増やすことができる

◆1年間、国民年金保険料の納付猶予又は学生納付特例を受けた場合◆

65歳からの年金は 増やすことができないが、受給資格にはプラスされる

◆1年間、国民年金保険料を未納にした場合◆

65歳からの年金は 増やすことができないし、受給資格にもならない

国民年金の初めのエントランス

老後に受け取れる年金額はいくら

老齢基礎年金：

令和6年度年金額（満額）816,000円 68歳以上は813,700円

20歳から60歳になるまでの40年間（480月）の全期間国民年金保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。この年金は、一生受け取ることができます。

1年間（12ヶ月）保険料を納めると、 $816,000 \text{円} \div 40 \text{年} = 20,400 \text{円}$ で

約20,400円を65歳からの年金として受け取ることができる計算となります。

年金は何年支払えば貰えるの

年金を受け取るためには、国民年金、厚生年金などの公的年金制度の加入期間を合わせて（保険料を納めた期間と保険料を免除された期間）最低10年間（120月）あることが必要です。 ※ただし、別途特例もあります。個人によって異なりますので、お問い合わせください。

年金はいくら貰えるの

国民年金のみに加入していた方は、65歳から亡くなる月まで受給できます。厚生年金等の加入が12ヶ月以上ある方は、厚生年金・国民年金共に65歳からの年金受給となります。

※65歳からの年金を減額して繰上げて65歳前に受給することや、増額して繰下げて66歳以降に受給することもできます。

保険料を納めて節税へ

納めた保険料は「社会保険料控除」として税金の控除対象となります。代わりに世帯主が支払っている場合は、世帯主の税金が控除できます。

保険料はいままで納められるの

国民年金保険料は2年間はそのままの金額で納められます。（R6年4月分はR8年5月末まで支払えます。）ただし、2年を過ぎると未納となり、受け取る年金額が少なくなってしまいます。

ねんきんネット

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できるサービスです。ユーザーID・パスワードを取得して、ご自身の年金加入記録を確認することができる便利なサービスです。

日本年金機構のホームページ（<http://www.nenkin.go.jp/>）の右上「ねんきんネット」から、24時間いつでも確認、お申し込みができます。

障害基礎年金と遺族基礎年金

国民年金加入中に事故や病気で障がいが残った場合、「障害基礎年金」が支給され、死亡した時はその遺族（子のある配偶者または子）に「遺族基礎年金」が支給されます。ただし、受給するためには一定の納付要件を満たしていることが必要です。また、厚生年金等加入中の場合は、「障害厚生年金」や「遺族厚生年金」が支給されます。

【令和6年度年金額】

障害基礎年金 1級 1,020,000円【68歳以上 1,017,125円】 2級 816,000円【68歳以上 813,700円】

遺族基礎年金 1,050,800円（妻と子1人の場合）【68歳以上 1,048,500円】

※子とは、18歳になった年度の末日までの間にある子をいいます（障がいがある場合は、20歳まで）